

## 取 扱 基 準

名 称	新潟市耐震シェルター等設置補助事業補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	地震時に迅速な自力避難が困難である高齢者等の生命の安全を確保するとともに、防災意識の向上を図ることを目的として、木造住宅に耐震シェルター等の設置を行おうとする高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯に対して、設置に要する費用の一部を補助します。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	補助件数 令和5年度 0件 令和6年度 0件 令和7年度 0件
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が個人のため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内 容	昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅で、新潟市の制度を利用した耐震診断の結果、倒壊する可能性がある（上部構造評点1.0未満）と診断された、高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯が実施する耐震シェルター等の設置に要する費用。
補助額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の2分の1以内の額（1万円未満の端数は切り捨て）。 ただし、30万円を上限 ※上記に併せてその他のリフォーム工事を同時に行う場合 工事に係る費用の2分の1以内の額(上限20万円) <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容]
	[媒体]
担当部署	建築部 建築行政課 建築行政係 電 話 025-226-2841 e-mail kenchiku@city.niigata.lg.jp